

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和元年 1 2 月 6 日

【開催日】 令和元年12月6日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時5分～午後3時

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	建設部長	森一哉
経済部次長兼農 林水産課長	深井篤	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課主幹	坂根良太郎	農林水産課農林 係長	平健太郎
農林水産課耕地 係長	本多享平	商工労働課長	村田浩
商工労働課課長 補佐	工藤歩	商工労働課企業 立地推進室主任	加藤竜一
総務部次長兼人 事課長	辻村征宏	建設部次長兼土 木課長	森弘健二
土木課技監	泉本憲之	土木課河川港湾 係長	立野健一郎
土木課管理係	松崎博	土木課用地係	日高辰将

都市計画課長	河 田 誠	都市計画課技監	高 橋 雅 彦
都市計画課管理 緑地係長	森 山 まゆみ		

【事務局出席者】

局 長	沼 口 宏	書 記	光 永 直 樹
-----	-------	-----	---------

【審査事項】

議案第 8 5 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 4 回）について

午後 2 時 5 分 開会

中村博行分科会長 それでは一般会計予算決算産業建設分科会を開催いたします。最初に議案第 8 5 号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算第 4 回について産業建設分科会分の審査番号 1 番、歳出に係る説明で人件費、人事課のほうからお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 人事課の辻村です。よろしく申し上げます。それでは議案第 8 5 号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算第 4 回のうち、人件費全般に係る補正について説明させていただきます。お手元に A 4 横の 2 枚紙の人件費の資料をお付けしております。一般会計補正予算人件費関係説明資料、これの 2 枚目 3 ページ目の一番下の総計を御覧いただければと思います。このたびの人件費の補正は、人事異動に伴う調整と決算を見込んでの給与等の調整を反映したものです。一般会計全体では 5, 2 5 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 4 0 億 1, 3 0 4 万 3, 0 0 0 円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、2 節給料については、5, 1 0 7 万 5, 0 0 0 円を減額するもので、主な要因は、育児休業等に係る給料の減額等によるものです。3 節職員手当等については、3, 6 2 6 万 5, 0 0 0 円を増額するもので、主な要因としては、今年度の早期退職者分の退職手当の増と時間外勤務手当の増に

よるものです。次に4節共済費については、1,406万6,000円を減額するもので、要因としては育児休業等による、事業主負担額の減額等によるものです。次に7節賃金については、臨時職員の勤務実績から、2,367万1,000円を減額するものです。最後に19節職員福祉費については、5,000円を増額するもので、職員採用に伴う調整でございます。以上です。

中村博行分科会長 説明は終わりましたので歳出に係る質疑を求めます。

森山喜久委員 人件費に係るところで、実際今言われたように総計でいえば職員手当のところでは退職手当、時間外手当は増という形で、時間外手当のところもよく付けられたなというふうな形も感想としては思うんですけど、ただ科目によって3款とかそこら辺は余計なお世話なんですね。なんですけど、具体的にいえば6款農林業のところでは、53ページの農業総務費、職員手当の時間外が300万円を越しているというところ。57ページのところの土地改良事業費のところの時間外がやっぱり140万円で、大きく出ているという状況になっているんですね。これ自体はいつからの残業手当なのか。これからの分なのか、今までいくらかかというところを確認させてもらっていいですか。

辻村総務部次長兼人事課長 これまでにいくら掛かったかというところはちょっとあれですけども、年度当初から職員が最初から長期休職等してありましたので、残っている職員に負担が掛かってきたというところがありますので、積み上がってきたものというところと決算を見込んでの時間外であるということと、農林事業に関して業務量が増えたというところで決算を見込んで、必要な時外を措置させていただいたというところでございます。

森山喜久委員 何人分でどれぐらいの残業時間での計算かというのをちょっと確認させてもらっていいですか。

辻村総務部次長兼人事課長 1人当たりということですか。

森山喜久委員 具体的に言えば、例えば、57ページの関係の土地改良事業費のところでは、通常の一般職1人当たりのところでの予算措置と。ただこちらのほうの時間外については土地改良を何人かで2、3人で振り分けてやるからその分での時間外の割り振りかなというふうにはそれは理解できるんですよ。ただ、やっぱその残業時間という形の部分であったときに、1人当たりのひと月当たりの超勤が80時間を超したら労災認定になるよというふうな基準とかいうのは課長のほうも御存じと思うんですけど、そういった形の基準値を上回るような残業時間が上乘せされているのか、そういった形のほうをはっきりさせてもらいたいと思ひまして、何人分でどの程度の残業時間を考慮して、計算して出しているのかっていうのをお聞きしたいと思います。

辻村総務部次長兼人事課長 この費目につきましては、一応費目での人数は2人張りつけておりますけれども、1人当たり今年度から働き方改革で上限とか設けられておりますけれども、上限範囲内で年間を通したというところですが、月ごとによっては当然突発的なこともありますので、それが超えるということもありましたけれども、一応上限の範囲内の金額であるというふうには認識しております。

森山喜久委員 上限の範囲内という形の部分で月60時間を超えた場合は、6時間超えるまでは100分の125、60時間を超えたら100分の150というふうになりますが、そういったことももちろん計算されての上ということでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 時間外につきましては、当然法に決められておりますので今おっしゃられたように、月60時間超えればそれが1.5倍で計算するというのは決められておりますので、ここに限らず全ての職員にはそういう対応しております。

森山喜久委員 今回の農林のほうはお1人長期的に休まれたというふうな形の分の突発的な事情があったと私どもも重々分かっているんですけど、ただ、民間のところでの36協定とかいうふうな形で言えば、年間の超勤時間は1年間で360時間という形も定め、1か月は45時間というところも含めて、実際、こういうふうに人が足りないのであれば根本的に人員配置、超勤のほうで対応せざるをなかったというふうな形の部分あるんでしょうけれど、根本的に人が足りてないというところを鑑みて、またこれから対応していただけたらというふうに思いますがどうでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 先ほど最初に言いましたように当初から職員が欠けたというところもあり、現在は全体の中で人を補充させていただいております。そうはいつでも全体の人数は限られていますので、増えるところがあれば減るところあるというところになりますので、その中で最善とか一番ベターな配置、またその中では時間外での対応していただくということもやむを得ないという中で今の措置をさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

高松秀樹委員 7款商工費、一般職がこれ2名辞められたということですか。一般職が当初が6人で補正が4人と書いてあるけど。

辻村総務部次長兼人事課長 人事の配置、当初予算上は大体この時期に人数を聞いておりますけど実際に配置したのは4名だと、予算上は6名配置したんですけども、最終的に人員配置が4名になったというところで、辞めたとかいうわけではございません。

高松秀樹委員 同様な質問をしますね。労働費は移動がないですよ。農林は増えている。土木費は1名減になっていますけど、これも当初の配置から移動したということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 年度途中で1人辞めましたので、これに係る分が1名減になっているということです。

高松秀樹委員 いつ退職をされてどのクラスの職員が退職されましたか。

辻村総務部次長兼人事課長 10月に課長級が辞めております。

高松秀樹委員 この課長級の退職と10月の人事異動はこれはリンクしてありますか。

辻村総務部次長兼人事課長 退職に伴って職員の異動もしております。

中村博行分科会長 それでは人事課についてはこれで終わります。それでは審査番号2番のほうで歳出関係ですね。まず農林水産課分について説明をお願いいたします。

深井経済部次長兼農林水産課長 それでは、議案第85号一般会計補正予算のうち、農林水産課の人件費以外のものについて御説明をいたします。まず歳出から御説明いたします。54、55ページをお開きください。6款1項2目農業総務費でございます。28節ですが9月議会で平成30年度決算を認定していただいたことに伴う、市場特会の繰出金の補正で14万円を減額するものでございます。次の3節農業振興費でございます。これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でございますが、これは新規就業者等産地拡大促進事業の補助金でございます。この事業は新規就農者を受け入れる法人等への支援及び生産力強化のために導入する機械の経費及び施設の整備に係る経費の3分の1を補助するもので、全額県費で賄うものでございます。このたび、この制度を活用したいという相談を受けまして、精査の結果、この事業に該当すると判断いたしまして、このたび補正をするものでございます。次に5目土地改良事業費でございます。次の56、57ページをお開きください。19節負担

金、補助及び交付金のうち、農業用水路等長寿命化防災減災事業補助金、4,420万円を皆減するものでございます。これは土地改良区の複式簿記導入に伴いまして、土地改良区が管理保有する施設の機能保全計画の策定及び長寿命化に必要な補修や更新を行うための補助金で、100%国庫補助金でございますが、この補助金は当初市を經由いたしまして、土地改良区に交付される予定でございましたが、市を經由しないで県から直接、各土地改良区に交付されるというふうに変更されましたので、この予算を皆減するものでございます。次に82、83ページをお開きください。11款4項1目農業施設災害復旧費のうち15節工事請負費、753万円は8月豪雨により被災いたしました農地の法面崩壊1か所、水路2か所の復旧に対応するもので、国庫補助率は農地は50%、水路につきましては国庫補助率65%、地方債は充当率90%でございます。次に歳入について御説明いたします。14、15ページをお開きください。15款1項3目災害復旧費、国庫負担金、2節農林水産業施設災害復旧費国庫補助金の462万3,000円の増額は、8月豪雨による農地及び水路の復旧に係る国庫補助金でございます。次に、16、17ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金の4,143万2,000円の減額は新規就業者等産地拡大促進事業に係る機械購入費の補助金に増及び土地改良区に交付される農業水路等長寿命化防災減災事業に係る補助金の皆減によるものでございます。次に18、19ページをお開きください。22款1項4目農林水産業債は、310万円を増額しております。これは、荒井川ため池整備事業に係る県事業負担金におきまして借り入れを行う起債の種類を変更したこと、また対象事業費の増加による増額補正でございます。当初予算におきましては、充当率が90%の一般公共事業債の借り入れを予定しておりましたが、平成30年12月14日に、防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策、これが閣議決定されまして、これに基づき創設されました防災減災国土強靱化緊急対策事業債。これは充当率が100%ですが、これが該当することになりましたので、これに変更するものでございます。また、県事業の進捗によりまして、対象となる事

業費も増加いたしましたので、このたびの補正に、おきまして、310万円増額しているところでございます。次に20ページ、21ページでございます。22款1項市債3節農林水産業施設災害復旧費は、8月豪雨による農地及び水路の復旧に係る市債でございます。次に7ページをお開きください。債務負担行為でございます。上から3番目の西浜排水機場修繕事業でございますが、西の浜排水機場は老朽化が大変著しく、今三つある排水ポンプのうち3号機が排水できない状態となっておりますので、来年の梅雨以降の出水期に支障がないようにするために、今年度と来年度の2か年にわたって修繕するものでございます。今年度は、修繕に必要な部品の長調達等を行いまして、来年度に修繕を実施いたします。事業費は全体で712万8,000円で、契約は今年度締結する予定ですが、事業費は今年度はゼロ円で、全額来年度予算で計上する予定にしております。以上でございます。

村田商工労働課長 一般会計補正予算、商工労働課分について御説明いたします。60、61ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工総務費19節負担金補助及び交付金公共交通施設バリアフリー化整備事業補助金の減額についてです。JR厚狭駅につきましては、バリアフリー法に基づくバリアフリー施設整備工事の実施対象となっており、令和元年度はJR西日本にて実施設計及び基礎工事が行われる予定となっております。この整備工事は国庫補助の対象となっており、国、市、JR西日本がそれぞれ3分の1ずつ費用負担するもので、本市においても、令和元年度に補助金として4,000万円を予算計上しております。整備工事の実施主体はJR西日本であり、国の補助金申請スケジュールに基づき昨年12月にエントリーを行っていましたが、今年度に入って、国から不採択となった旨の連絡があったとJR西日本から報告を受けました。今後の予定についてJR西日本に確認したところ、国庫補助なしでの事業実施は予算的にも困難であるため、今年度における事業着手は見送ることとし、来年度の補助金に改めてエントリーすることとなりました。以上のことから、当事業は次年度以降の実施となりますので、

J R西日本への補助金4,000万円を減額するものであります。続きまして、7款商工費1項商工費2目商工振興費15節工事請負費についてです。これはお手元にお配りしております資料、小野田・楠企業団地内企業への水道加圧装置の設置についてというA4、1枚の資料を御覧ください。現在の小野田・楠企業団地の水道施設の状況についてですが、小野田・楠企業団地内の企業への上水道の供給方法は、団地内にある高畑受水槽を介して団地の高台にある配水池にポンプアップを行い、そこから各区画へ供給する構造となっております。しかしながら、1日最大供給量980立方メートルの計画で受水槽及び配水池を建設しており、一定の水量以上の使用がない限り、水道法で定められた安全な水を供給できない恐れがあります。現在、事業活動を行っている企業と操業予定の企業の水量を合わせても、使用水量が少ないため、一定の水量の使用が見込まないことから可動することができない状態となっております。このため、各企業へは既存の高台にある配水池を使用せずに、県道江汐公園線を通っている水道管から高畑受水槽から直接団地内へ上水道を供給しています。このため、蛇口をひねったときに、水圧が不足する可能性があるため、進出した企業の区画に上水を送る際に敷地入り口に増圧装置を設置することによって必要な水圧を確保している状況です。今年度の予算は、小野田・楠起業団地の進出が決まっていた3社、藤和工業、宇内金属工業、鈴秀工業を増圧装置の設置を予定していたのですが、B区画に進出した厚南鉄工の工事が想定より早く、年度内に操業を開始することによって、今年度設置する必要性が生じました。また、鈴秀工業が当初予定していた水量より多くの上水を使用することになったため、より大きな増圧装置を設置する必要が生じてまいりました。このため、使用する上水の量に合った増圧装置設置のため不足分をこのたび補正に計上させていただきました。続きまして7款商工費1項商工費2目商工振興費19節負担金補助及び交付金についてです。お手元にお配りしております資料、用地取得奨励金の交付についてこれもA4、1枚の資料を御覧ください。本市は、本市に一定規模の向上を建設する場合、工場設置奨励条例による優遇措置があります。優遇措置の種類としましては、工

場設置奨励金、雇用奨励金、従業員住宅新設奨励金、用地取得奨励金があります。このうち、用地取得奨励金は、小野田・楠企業団地に土地を取得して工場を設置した場合、土地取得価格の40%を交付するものです。また、山口県も産業団地取得補助金を有しており、市と同額の40%を補助することとなっており、計80%を補助することとしています。宇内金属工業株式会社は、小野田・楠企業団地のI区画への進出を決断され、平成29年に山口県の立会のもと、本市と進出協定の調印を締結しました。当社は、大阪に本社を置き、自動車部品を製造しておられます。このたびの進出は、防府市のマツダの工場に部品を供給することを目的とされています。新工場の事業規模としましては、規模はI区画の半分、5,904平方メートル、建築面積3,500平方メートルで、投資額が土地代を除いて約4億2,000万円です。従業員は当初12名からスタートする予定で大部分は地元採用となります。このたび、補正予算で計上させていただいたのは、当初、新工場は平成31年2月に着工され、操業が早く令和元年の10月と報告を受けていましたが、工事が予定より早くなり9月に操業を開始されました。部品供給を急ぐ必要があったため、工事も急ピッチで進められたとのこと。用地取得奨励金の要件として、操業を開始してから6ヶ月が経過した後に交付することとなっており、当初の予定では、来年度の予算で計上し交付する予定でありましたが、操業が早くなったため、今年度中に交付する必要が生じたため12月の補正予算で計上させていただきました。予算は、I区画の半分5,904平方メートルの分譲価格1億3,402万800円の対する40%の補助で5,360万8,000円をとなっており、説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

中村博行分科会長 質疑を求めていきましょう。まず説明のあったところで、農林関係54ページ、55ページ。

森山喜久委員 55ページ、3目農業振の19負担金、補助及び交付金の新規就業者等産地拡大促進事業補助金。今いろいろ言われていましたけど、

昨年度よりは結局集落営農の法人のところ、ドローンを購入した事業ということでよろしいのでしょうか。（「それとは違う」と呼ぶ者あり）であれば、この補助金自体がどこが主体なのか、実施主体はどこで、総事業費は幾らなのか、そして負担割合は、それぞれどういうふうになっているのかというのを説明してもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 55ページにあります負担金補助及び交付金につきましては、これはグリーンハウスさんが生産品目拡大ということで今、ねぎを中心にやっています、ほうれん草の栽培も始めています。それで、グリーンハウスさんはこれまでも新規就農者をたくさん雇用しています、また、個人で就農したいから研修を受けたいということでも協力をいただいている法人でございます。ここが、先ほど言いましたようにほうれん草の栽培も始められて、包装する機械を購入したいということでございます。この機械の金額が税抜で830万5,000円ですので、これの3分の1に当たります、276万8,000円を補助するものでございます。ドローンにつきましては係長から説明させていただきます。

森山喜久委員 ほうれん草の包装機械を購入というふうな形の部分で3分の1は県ということですがあと3分の2はグリーンハウスさんが支払うということよろしいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 残りの3分の2につきましてはグリーンハウスの負担ということになります。

森山喜久委員 昨年も同一の内容であったと思うんですけども、要は市の上乗せ補助、要は3分の1が県だよという形のものでそれが理想は市が3分の1出して実施主体が3分の1というふうな形が理想なんだろうけれど、例えば10分の1でも10分の2でも市のほうは上乗せ補助をするというふうな形すれば、実施主体さんのほうもかなり軽減されるという

ふうに思うんですね。そういった形の分で去年もあまりいい返事はなかったような気もするんですけど、それについてはまた検討されたのかどうか、その辺教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 市が上乘せすることあるいは独自で補助すること、これについてはかねてからいろいろ議会の中でも御指摘をいただきながら、課の中でも検討してきたところでございます。今年度新規就業者に対しまして機械の購入費、施設の設置費、あるいは市外から転入された場合には、当然住宅費が掛かりますので、その家賃補助制度を今年度から新たに始めたところでございます。そのほかにも、今おっしゃいましたように、ほとんど、国なり県なりが3分の1を補助するものであれば、市がいくらか補助がするべきではないかというものも多々あるかと思えます。これにつきましては財政サイドとも、これからも協議を続けながら少しでも就農に対して、プラスになるような施策を進めていきたいというふうに思っております。

中村博行分科会長 実際少しは、改善はしよるということやね。

森山喜久委員 今言われているのは新規就業者に対しての独自の部分を作られたというふうな形の分で言われたんですけど、私のほうも今6月からこちらの産建の委員会とあってできればそういったどういった事業のメニューがあるのか、県費にしても単市にしてもそういった補助事業の関係の一覧表というか、要領なり要綱で定められているんじゃないかと思えます。そちらを委員会のほうで資料請求していただいて私たち自身も確認をさせてもらえたらと思うんですが。

中村博行分科会長 そういう補助事業の一覧表ね。その割合と。よろしくお願ひします。54、55ページはいいですか。そうすると56、57ページ。次が82、83ページ。

藤岡修美委員 具体的に土木の災害復旧事業は位置図があるんですけども場所は。

本多農林水産課耕地係長 農林水産課の本多と申します。よろしくお願ひします。農地のほうですが、宗末地区になっております。こちらに農地だけではなく、水路の災害も合併となっておりますので2件となっております。もう一つの地域の水路のほうですが、松岳畑のほうになっております。

藤岡修美委員 これはもう査定が終わって事業費も確定ということによろしいですか。

本多農林水産課耕地係長 災害査定が11月7日が一応災害査定が終わっております。

中村博行分科会長 14、15ページ。災害関係。16、17ページ。18、19ページ。これはいつごろ100%って決まったんかいね。

深井経済部次長兼農林水産課長 市債が100%になりましたのは、平成30年12月24日の閣議決定、3か年の緊急対策が閣議決定された後ということでこれに基づきまして先ほど申しました国土強靱化対策事業債が創設された具体的な日付というのは済みません、私のほうでは把握はしておりません。

中村博行分科会長 危険ため池が随分と重視されるようになったということだろうと思います。

高松秀樹委員 バリアフリーの4,000万円減額ですけど、説明は分かりました。なぜ国は不採択をされたんでしょうか。

村田商工労働課長 JR西日本から今回不採択ということを最初に説明を受け
たんですが、不採択だった理由は、復興の方に予算がいったので、今回
は国の予算自体が減額されたので不採択になりましたという報告で、厚
狭駅がなぜ不採択になったかという理由までは説明はありませんでした。

高松秀樹委員 説明では、JR西日本分が全て不採択だったという説明なん
ですが、これ今、JR西日本に限らず全国的に見て、こういった関連の補
助金は、国は一切不採択にしている状況があるんですか。

村田商工労働課長 この補助金は事前にJRが事業計画を国に前年度に提出し
て、エントリーをして、そこから国の方が予算計上して幾ら予算が付く
かということになると思うんですが、それが全部付かなかったというわ
けではなくて、減額されて予算の方が付いて、そこからどこの駅を整備
するかっていうのを選択されていったということになりますので、全く
予算が付いてないというわけではないということです。

高松秀樹委員 市として、JR西日本から、この事業は不採択でしたという話
が来たときにどういう対応をされていますか。

村田商工労働課長 今回のこの不採択につきましては、JR西日本さんも想定
していなかったことであるため、わざわざ本市の方に広島支社の方がお
越しになられて御報告をいただいたんですが、その際に、まず2次募集
はないのかということと、来年度以降申請する場合に、来年度以降もこ
の補助金はあるのか実施されるのかということをお聞きいたした
ところでございます。

高松秀樹委員 だから来年度以降、つまり今後の見通し予定については、どう
いうふうに今お考えなのか教えてください。

村田商工労働課長 JR西日本に御報告いただいた後に、国の方にも確認して

おります。そのときに、次年度以降については、現時点では、次年度以降も補助金を廃止する予定はないということでした。J R西日本は、来年度事業実施する予定で、ぜひ準備を進めたいということでしたので、本市もJ R西日本と連携しながら、予算要求の手続をしていきたいと考えております。

中村博行分科会長 可能性はまだ分からない状況ですね。要望だけはずっとしていくということやね。この点は3月の当初予算のときに、委員会として議会報告会で、バリアフリーになりますよということを報告したんですよ。各委員さん、ほかの委員会の議員さんも、その旨、市民の皆さんにいろいろ報告されたっていう、そういう事実があるので、非常に困っている状況です。そういったことも踏まえて、やはり丁寧な対応っていうのが、これからもやっぱり求められると思いますけども。

河口経済部長 今、市民の皆さんに御報告されたということもお聞きしております。私たちも、もう予算計上をしていただいたときには、当然、令和2年になりますけども、バリアフリー法の限度といいますか、一応、制限がありましたので、令和2年度までには、各該当する駅はバリアフリー化になるということを信じて、なおかつ、J Rさんからもお話を伺ったのがもう国との話もまあまあスムーズに行きそうだということでお話があったので、予算化をさせていただいたところでございます。このような結果となったのは大変私らもう大変残念な思いをしております。その中でも、2次募集、補正予算がまたあれば、続けて出していきたいということでJ Rとはお話をしておりましたので、今回、10月に中国運輸局の方にも確認したところ、ちょっと補正はちょっと考えられないということのお話がありましたので、今回、減額補正とさせていただきます。情報もいろいろつかみながら、情報が入ったときには速やかに御報告をしていきたいというふうに思います。こういうことが起こらないようになればというふうに思いますので、国の方の状況を把握しながら進めていきたいというふうに思っております。

中村博行分科会長　そうですね。実際ちょっとやむを得ない事情であろうかと思うんですけども、実際にそういった事象がありましたんで、対応だけは議会の方もある程度しないといけないという思いがありますんで、お願いします。

高松秀樹委員　資料をいただいた企業団地の水道加圧装置の設置についてなんですけど、もうちょっと詳しく教えてもらいたいののが、最初から4行目にある、一定の水量の使用がない限り水道法で定められた安全な水を供給できないとあるんですが、これはどういうことになるのでしょうか。

村田商工労働課長　1日最大供給量は980トンの施設であれば、200トン以上の使用がないと塩素の消毒の関係で安全な水を供給できないというふうにお聞きしております。

高松秀樹委員　この企業団地が、いわゆるいっぱいになった場合は、この予定どおりこの水道施設が使えるということでしょうか。

村田商工労働課長　現時点で8社企業が入っておるんですが、全部で水量を合わせると、1日今20トンぐらいしか使われておりません。想定よりもかなり少ない上水の使用になっておりますので、全部埋まったとしても、到底200トンには満たないのではないかなというふうに今のところ考えております。ですから、今、個別に加圧装置を設置するとともに、いろんな業者さんとかにも、どうしたら水道施設を稼働させることができるかということも併せて、今いろいろ調査をしておるところでございます。

高松秀樹委員　この水道施設はいつできたんですか。

村田商工労働課長　小野田・楠企業団地の造成に合わせてですので、平成15年に完成しております。

高松秀樹委員 ということは、説明を聞くと、いわゆる当初の想定ほど水を使う状況ではなかったということから考えると今後はこの水道施設を使うことがないと考えるんですか。それとも別の方法で使えるんですか。

村田商工労働課長 なるべくならいい水道施設ですので使いたいという思いがありまして、部分的にも使用ができないかということで今業者さんと一緒になって調査をしているところでございます。

中村博行分科会長 せっかくの施設だからね。ほかに企業団地関係。

岡山明委員 ちょっと確認させていただきたいのが、今回水道のそういう加圧ポンプだと思うんですけど。ここの団地に消火栓のための貯水槽を確か造られたはずですよ。その辺の貯水槽とそういうこの加圧ポンプっていうかその辺の関わりというのは全く関係ないと思っただけですか。

村田商工労働課長 今回6月と9月の補正で、鈴秀工業の開発行為の申請時に、消火栓というのは上水とつながっていますので、水量が不足しているということで、防火水槽を設置させていただくということで補正の方を計上させていただいております。それもありましたので、開発行為の申請をするぐらいの大きな工事は鈴秀さんしかないんですが、ほかにも水圧が足りてないという可能性も高いので、今それもありまして業者さんと水道施設を稼働させることができないかという協議をしております。もし、この水道施設が稼働させるのが難しければ、防火水槽を、もう2基設置する必要がございます。

中村博行分科会長 ほかによろしいですか。内容的には理解はできたと思いますが。

高松秀樹委員 確認ですが、宇内金属工業さんに用地取得奨励金をお出しするっていう、これはOKなんですけど、優遇制度はほかにもありますよね。

今後予算化されるものもあるかもしれませんが、2番の雇用奨励金、これは今どういう状況なんですか。ここはゼロなのか、それとも今後予算化されるのか。

村田商工労働課長 この雇用奨励金につきましては、操業開始前後90日の間に、市内に在住の方を雇用されると、そこから1年間雇用し続けると、1人20万円交付されるというものです。今操業開始されて、その前後90日なので、操業開始前後3か月の間に雇用された人が対象になってきますので、その3か月がたったときに、市内の市内在住の雇用の方が何人雇用されたかっていうのを確認した上で、1年後に雇用し続けておられたら交付するというものですので、まだ操業開始して3か月たっていませんので確認はしてないところでございます。

中村博行分科会長 よろしいですか。それでは経済部関係をこれで終わります。3時10分まで休憩に入ります。

午後3時9分 休憩

午後3時10分 開会

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして、分科会を続けます。それでは審査番号の3番、建設部土木課から説明をお願いします。

森弘建設部次長兼土木課長 議案第85号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）土木課分について説明します。64ページ、65ページを御覧ください。8款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう維持費11節需用費、修繕料460万円の増額ですが、これは例年に比べ道路の舗装補修が多いことにより、上半期の舗装補修費用を参考にして下半期分として460万円を計上したものです。修繕の主な内容は、道

路の舗装補修、側溝補修、安全施設補修を含みます。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

河田都市計画課長 それでは都市計画課分について説明いたします。補正予算書の66ページ、67ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、19節負担金、補助及び交付金は、公共下水道事業負担金を36万円減額し、公共下水道事業補助金を437万2,000円増額するものです。24節投資及び出資金は、公共下水道事業出資金を352万3,000円増額するものです。公共下水道事業に係る補助金等の補正額は合計で753万5,000円の増額となり、今回の補正の要因は、人事異動に伴う人件費の調整によるものです。8款土木費、5項都市計画費、2目緑地公園費の市債については歳入で説明いたします。次に歳入の都市計画課分について説明いたします。補正予算書の18ページ、19ページをお開きください。22款市債、1項市債、5目土木債、5節都市計画債、公園整備事業債520万円の増額は、竜王山公園オートキャンプ場改修事業の電気設備改修事業に係るものです。当初予算では、電気設備改修事業費2,051万5,000円に対し、充当率75%、1,530万円を計上しておりましたが、充当率100%への組替えにより2,050万円に増額することから、520万円を増額補正するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

森弘建設部次長兼土木課長 では土木課分について説明します。詳細につきまして歳出から御説明します。82ページ、83ページを御覧ください。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう河川災害復旧費、15節工事請負費610万円の増額は、8月29日に発生した豪雨により宗末川の護岸が崩壊したため、災害復旧事業費を増額補正するものです。また、人件費につきましては、この災害復旧事業に伴い発生する時間外勤務手当の36万4,000円を増額補正するものとし、あわせて646万4,000円を増額補正いたします。次に歳入に

ついて御説明いたします。14ページ、15ページを御覧ください。15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費386万8,000円を増額補正するものです。次に、18ページ、19ページを御覧ください。22款市債1項市債8目災害復旧費2節公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業債220万円を増額補正しております。なお、被災箇所はお手元の資料の丸印の位置で、具体的には松ヶ瀬の随光川と宗末川の合流点から300メートル上流になります。以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので、順次、説明があったページから行きましょう、64、65ページ。修繕料のところですね。道路とかそれに伴う附属のところ各何箇所ずつというのが分かりますか。

森弘建設部次長兼土木課長 済みません。ジャンル別には分かっておりません。一応、修繕件数としては小野田地区では11月末現在で97件、山陽地区で33件、合計130件でございます。

中村博行分科会長 例年より多かったということで、今後もそういう傾向にあると見ておられますか。

森弘建設部次長兼土木課長 過去3年間の平均が1,923万円で、令和元年9月末までの6か月間の上半期だけで1,192万円の舗装費を費やしておりますので、これの2倍するものが全体額だとすると、例年より多いという感じを抱いて今回補正をさせていただきました。

岡山明委員 私のほうから道路橋梁費なんですけど、歩道橋の部分がここには入らんという状況ですか。

森弘建設部次長兼土木課長 歩道橋も補修を掛けております。

岡山明委員 歩道橋も入っておるという状況の中で、この歩道橋が昭和40年、50年代というのもだんだん古くなって、逆にバリアフリーという部分でなくてバリアになっておるという話を今伺ったんですけど、そういう状況の中で、40年、50年ということは歩道橋自体も40年、50年たってきていると。そういう状況の中で、その歩道橋の撤去という話を進めていくという状況は、市としてあるかないかその辺ちょっと確認したいんですけど。

森弘建設部次長兼土木課長 道路改良等の工事でそれが不必要になれば、それもあると思いますし、老朽化のためにそれが長寿命化を行いたいということであれば、またその撤去も考えることもあろうかと思います。

岡山明委員 事実、市内の歩道橋は40年50年もたってきているという状況で、例えば市内の中で歩道橋が何か所か撤去されたという、そういう場所ってというのはありますか。下関の撤去された歩道橋を私は見ているんですけど。

森弘建設部次長兼土木課長 市内で撤去の実績はございません。古いものをだましまし使っております。

岡山明委員 コンクリートに関してはそういう建築法等がいろいろある状況の中で、ここの市役所もそういう耐震化という状況にあり、40年、50年たった歩道橋の強度調査じゃないんですけど、その辺で子供たち、お年寄りが使う歩道橋で、その辺の補償は、市は、歩道橋の安全確保ができるかどうかをお聞きたいんですけど。

森弘建設部次長兼土木課長 直近では平成29年に業者を入れて歩道橋の長寿命化のための検査をしております。

岡山明委員 平成29年に実施されておる状況の中で、市内にある歩道橋に関

する安全面は確保されたという状況ですか。問題ないと。そういう回答ですか。

泉本土木課技監 土木課泉本と申します。よろしく申し上げます。歩道橋に關しましては先ほど次長が申しましたとおり橋梁の長寿命化計画中の一環として進めております。その中で判断を受けて今の判断で十分に安全性が担保できると考えておりますので、うちとしては、小規模な修繕等を行えば歩道橋は安全であると考えております。

岡山明委員 現状の歩道橋に関して撤去という話はないと、部分的に壊れた部分の補修で対応するという回答ですね。

森弘建設部次長兼土木課長 先ほど泉本技監が申しましたとおり、チェックを入れて問題ないという判定が出ている以上は、補修以外には手はございませんので、そういう使い方をいたします。

中村博行分科会長 歩道橋の是非が問われている部分ありますので、あってもなかなか利用されないとかね。高齢化がその階段が大変だとかいうのがありますので、これからの課題かと思っておりますので、よろしく申し上げます。66、67ページ。公共下水について。よろしいですね。次に災害復旧行きましようか。82、83ページ。

藤岡修美委員 農林水産課でも同じ宗末地区の災害復旧があったんですが、これは場所は近いとこなんですか。

森弘建設部次長兼土木課長 済みません、農林の位置が分かりません。

森弘建設部次長兼土木課長 具体的には随光川と宗末川が合流した地点で、その地点から300メートルくらい上流です。

藤岡修美委員 災害査定のほうが終わっても事業費は確定しているということ
でいいですか。

森弘建設部次長兼土木課長 査定が11月5日、朱入れが11月7日にしてい
ただいております。

中村博行分科会長 では歳入のほうで、14ページから土木関係ね。災害復旧、
いいですね。それから18、19ページ。

高松秀樹委員 オートキャンプ場の電気設備改修工事、これは具体的にはどう
いった工事ですか。

河田都市計画課長 オートキャンプ場に電気を供給しているキュービクルの更
新工事を現在行っているところでございます。

中村博行分科会長 歳入もこれで終わりますでしょうか。では最後に本会議場でも
質問があったんですけども、東沖の歩道が非常によくはない状態はという
ことで答弁のほうは、市内にそういうところが多くあるので優先順位を
決めてやっていくということでありましたが、そういった意味で結構、
目に付くほど多くあるんですか、道路パトロールなんかも含めてそうい
ったところまでされていますか。

森弘建設部次長兼土木課長 道路の交通量の多さによって階級をつけて、階級
別に道路パトロールの頻度を変え、定期的に道路パトロールを市道に関
してはしております。

中村博行分科会長 その歩道の部分についても同様ですか。

森弘建設部次長兼土木課長 同様です。

中村博行分科会長　ほかはよろしいですかね。それでは建設部のほうの審査も
全てこれで終わります。以上で一般会計産業建設分科会をこれで終了い
たします。お疲れ様でした。

午後 3 時　散会

令和元年 1 2 月 6 日

一般会計予算決算常任委員会　産業建設分科会長　中　村　博　行